

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

自然と共に存する快適なむらづくり計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

宮崎県 宮崎県東臼杵郡椎葉村

3. 地域再生計画の区域

宮崎県東臼杵郡椎葉村の全域

4. 地域再生計画の目標

椎葉村は宮崎県の北西、九州山脈の中央部に位置し、総面積 536.20 km²と広大で、その 96%を森林が占めており、地形は峻険な九州山脈に抱かれ傾斜地が多く、集落はその山間に点在している自然豊かな中山間の村である。

基幹産業である農業は高冷地の特性を生かし、花卉や野菜の生産量、額とともに増加傾向にある。また、九州中央山地国定公園の雄大な山々や平家伝説及び民俗学発祥の地と呼ばれる所以ともなった狩猟、焼畑等の民俗文化、あわせて国指定重要無形文化財にも指定されている神楽等多くの観光資源を有することから、旅館業を中心とするサービス業の生産額も緩やかに増加傾向にある。

しかし、もう一つの基幹産業である林業においては、木材価格の低迷、担い手の高齢化及び後継者不足等により、森林保全活動もままならない状況にあり、本村の大きな課題となっている。このため、コスト低減等による林業経営の効率化や森林の適切な維持管理を容易にする労働環境の整備が不可欠である。

交通網は、国道及び県道の整備が進められており、また、主要村道においても地域再生基盤整備交付金（平成 17～21 年度）事業で未整備箇所の改良事業を実施し、道路利用者の交通の円滑化に努めている。しかし、未だに、主要国県道にアクセスする道路、公共施設との連絡道路及び各集落間を結ぶ道路の未整備箇所が残っている。また、地域再生基盤整備交付金事業で改良を実施した路線においても、幅員狭小の箇所が存在し道路通行に支障を来しているため、これらの道路整備は急務である。

また、本村は広大な自然や観光施設（資源）等を生かしたグリーンツーリズム

に取り組んでいるが、こうした観光施設等へのアクセス網も充分でなく、より多くの観光客誘致を図るための道路整備が急務である。

のことから、地域再生基盤整備交付金を活用し、本村の美しい自然と環境を生かしつつ、地域における産業の振興及び交通の円滑化を図る。

(目標 1)

基幹産業である林業の振興及び、林道整備による森林施業の効率化

◎間伐実施面積の 10%増加

「 550ha (平成 22 年度) → 610ha (平成 26 年) 10%の増加」

(目標 2)

村道林道整備による集落間及び各施設へのアクセス改善

◎村道、林道整備により各集落間及び各集落から村中心部や観光拠点施設までの所要時間を 5 分以上短縮

5. 目標を達成するために行う事業

5－1 全体の概要

地域の基幹産業である林業を振興するため、未整備森林の積極的な新植・間伐等を実施する。また、「林道胡摩山線」、「林道十根川～三方界線」の全線開通や「林道笹の峠線」、「林道十根川線」、「林道三方山線」及び「林道十根川～三方界線」の集中的な整備を行うことにより、未整備林分へのアクセスを確保し、森林施業の効率化及び基盤整備を図る。

各集落間のアクセス及び各集落から村中心部や観光拠点施設へのアクセスを確保し、利用者の生活利便性の向上を図るため、「村道長野飯干線」、「村道椎葉五家荘線」、「村道川の口上線」、「林道間柏原～中山線」及び「中の八重～夜狩内線」を一体的に整備する。

5－2 法第 5 章の特別措置を適用して行う事業

①道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

村道；道路法に規定する村道に次のとおり認定済み。

- ・村道 長野飯干線 平成 19 年 3 月 28 日
- ・村道 椎葉五家荘線 平成 11 年 3 月 11 日
- ・村道 川の口上線 平成 14 年 3 月 11 日

林道；森林法による耳川地域森林計画（平成 18 年策定）に下記路線を記載。

- ・林道 笹の峠線
- ・林道 十根川線
- ・林道 三方山線
- ・林道 十根川～三方界線
- ・林道 間柏原～中山線
- ・林道 中の八重～夜狩内線
- ・林道 胡摩山線

[施設の種類（事業区域）、事業主体]

- ・村道（椎葉村） 椎葉村
- ・林道（椎葉村） 宮崎県、椎葉村

[事業期間]

- ・村道（平成 22～26 年度）、林道（平成 22～26 年度）

[整備量及び事業費]

- ・村道 0.9 km、林道 18.91 km
- ・総事業費 798,000 千円（うち交付金 399,000 千円）
(内訳) 村道 150,000 千円（うち交付金 75,000 千円）、
林道 648,000 千円（うち交付金 324,000 千円）

5－3 その他の事業

地域再生法により特別の措置を活用するほか、「自然と共存する快適なむらづくり」を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

①特定間伐等促進計画を基に、新植・間伐等の促進並びに積極的な森林整備を行い健全な森林の育成を図る。[事業主体：個人又は椎葉村]

②補助事業を活用した森林管理道の開設を実施し、森林施業コスト低減を図る。[事業主体：個人又は椎葉村]

③補助事業を活用した村道改良を実施し、利用者の利便性向上を図る。
[事業主体：椎葉村]

④地方単独により観光拠点施設の整備を行い、誘致観光客数の増大を図る。
[事業主体：椎葉村]

6. 計画期間

平成 22 年度～平成 26 年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4 に示す地域再生計画の目標については、関係部署（農林振興課、建設課及び地域振興課）において、毎年必要な調査を行い状況を把握し、達成状況の評価、改善すべき事項の検討を行うこととする。また、評価結果については村広報誌及びホームページにて公表する。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし。